

---

# スポーツクラブ 21 補助金について (体育行事等に係る事業への補助金)

地域スポーツ課

平成 31 年 3 月 13 日

## 1 スポーツクラブ21補助金について（概要）

---

### （1）補助金の根拠

スポーツ基本法第23条に定められた「体育の日の行事」、及び第34条に定められた「地方公共団体の補助」を根拠に補助を行う。（下記参照）

#### スポーツ基本法

##### （体育の日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

##### （地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

また、スポーツクラブ21補助金は、西宮市の「西宮市スポーツ推進事業等補助金交付要綱」によって以下のとおり定められている。

#### 西宮市スポーツ推進事業等補助金交付要綱

##### 別表(2)スポーツクラブ21補助金 交付目的

地域スポーツクラブ（兵庫県が実施する地域スポーツ活動支援事業に基づき設立された団体）が行う体育行事等に要する経費の全部又は一部を補助し、もって市民の健康増進と地域スポーツの推進を図ることを目的とする。

### （2）補助金交付方法等の変更理由

体育行事等を行うことによるスポーツクラブ21の財政負担を軽減するとともに、補助金のより適正な取り扱いを図る。

## 2 収入の勘定科目について

---

- (1) 市補助金 … 市に申請する補助金額を計上してください。**最高10万円まで**交付します。  
(対象経費の総額が10万円に達しない場合は、その当該経費総額が上限です。)  
また、**補助金の交付時期は体育行事等の開催後**になります。
- (2) 自治会等地区協力金 … 自治会等地域団体からの協力金、寄付金があれば計上してください。
- (3) 団体助成金 … 本補助金以外の補助制度等を利用した場合、その金額を計上してください。
- (4) 広告収入 … パンフレット等への広告掲載にて得た収入があれば計上してください。
- (5) 寄付金 … 自治会等地区団体からの寄付以外の寄付金があれば計上してください。
- (6) 参加費 … 参加者から参加費を徴収した場合はここに計上してください。
- (7) 本会計より繰入 … 本会計から補填する場合の金額があれば計上してください。

### 3 支出の勘定科目について

---

#### (1) 補助対象経費

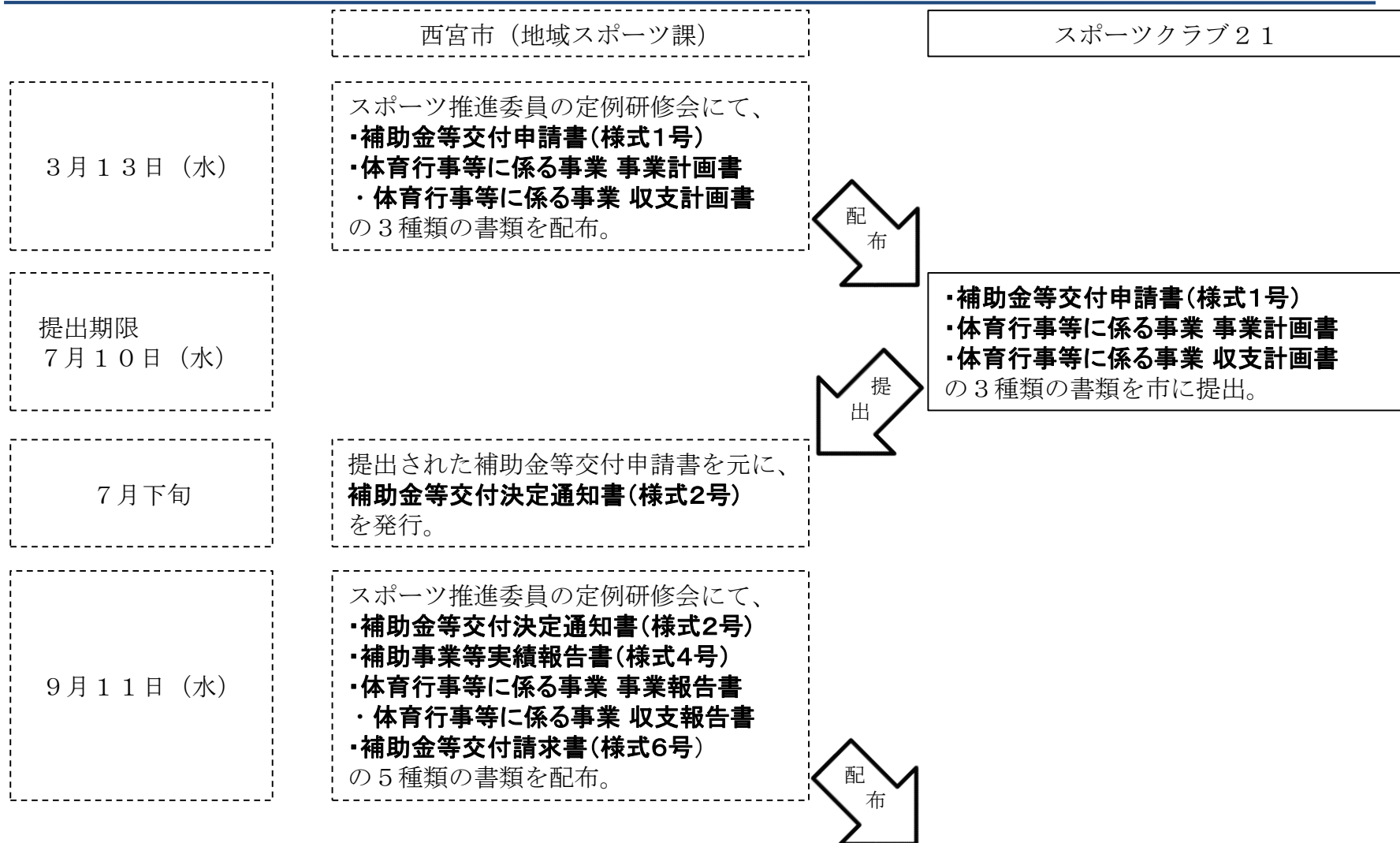
- (ア) 会議費 … 会議、打ち合わせ等で発生した会議室使用料やお茶代が該当します。
- (イ) 謝金 … 外部講師等を招聘した場合に支払う謝金等が該当します。
- (ウ) 消耗品費 … 原則として、1品あたり税込価格1万円未満の運動会で必要な物品の購入費用が該当します。参加賞・景品の購入費や、パン食い競争の「パン」といった事業運営に必要な食品も消耗品費に該当します。単価が1万円未満であれば、パン (@100円) × 300個 = 30,000円の計上も可能です。但し、参加賞や景品等のうちで**1品あたり税込価格1万円以上の物品**は、補助金対象費用として計上できません。
- (エ) 印刷費 … 案内状やパンフレットを印刷する費用等が該当します。
- (オ) 通信費 … 案内状の郵送料等が該当します。
- (カ) 保険料 … 運動会のためのイベント保険等に加入した場合の費用が該当します。

#### (2) 補助対象外経費（補助金の対象とならない支出）

##### **※事業計画書の「6 補助対象経費一覧」に計上できない経費**

- (ア) 備品費 … 備品（税込価格1万円以上かつ1年以上の耐用年数を見込む物品を指します）を購入する費用が該当します。
- (イ) 食糧費 … 運動会当日のスタッフの昼食代、懇親会費等が該当します。
- (ウ) 消耗品費 … 消耗品費のうち、参加賞や景品等として購入した**税込価格1万円以上の物品**については補助金の対象となりません。事業計画書や事業報告書に計上しないように、ご注意ください。
- (エ) 雑支出 … 売店での販売物（缶ジュース、おにぎり等）の仕入れ金は対象外です。

#### 4 今後のスケジュールについて（その1）



## 5 今後のスケジュールについて (その2)

西宮市 (地域スポーツ課)

スポーツクラブ 21

開催時期  
9月下旬～11月中

体育行事等終了後  
～11月下旬

書類を受領次第随時  
(締め切りは  
11月29日(金)  
まで)

提出書類を受領後、補助金等交付請求額等に不備が無いかを確認。  
問題がなければ、**補助金等確定通知書(様式5号)**を発行。  
それと並行して、補助金等交付請求書に記載があった口座へ、**補助金を交付**。

配布

**各地区にて、体育行事等を開催。**  
開催に当たっての支出のうち、本補助金部分については、一旦自己負担にて支出する。

体育行事等の **終了後に**、支出の集計を行う。補助金対象費用を算出し

- ・補助事業等実績報告書(様式4号)
- ・体育行事等に係る事業 事業報告書
- ・体育行事等に係る事業 収支報告書
- ・補助金等交付請求書(様式6号)

の4種類の書類を作成。提出。  
なお、**当初の申請補助金額と実際に算出した補助金額が異なった場合は、速やかに地域スポーツ課へ連絡すること。**

提出

交付

補助金が指定した口座へ入金される。

## 6 補助金等交付申請書(様式1号) の記入方法について(その1)

様式1-1号

(規則第7条関係)

平成 年 月 日

平成31年度 補助金等交付申請書

西宮市長 様

所在地	<b>西宮市河原町1-16</b>
団体名称	<b>スポーツクラブ21河原</b>
職名・代表者名	<b>会長 西宮 太郎</b> (印)

次のとおり補助金等の交付を受けたいので、補助金等の取り扱いに関する規則第7条の規定により申請します。

1 補助金等の名称	スポーツクラブ21補助金
2 補助事業等の名称、及び目的	名称：体育行事（体育の日の行事）等に係る事業 目的：市民の健康増進と地域スポーツの振興を図る
3 補助事業等の経費	別紙参照
4 補助金等交付申請額	金 <b>100,000</b> 円
5 添付書類	①平成31年度体育行事等に係る事業 事業計画書 ②平成31年度体育行事等に係る事業 収支計画書 ③その他市長が必要と認める書類

以上

- ・所在地、
- ・スポーツクラブ21名、
- ・代表職名、
- ・代表者名

それぞれをご記入の上、  
**スポーツクラブ21の  
会長印**を押印願います。

事業計画書の  
「5 補助金等交付申請額」  
と同額をご記入ください。

## 8 補助金等交付申請書(様式1号) の記入方法について(その2)

様式1-2号

平成31年度 体育行事等に係る事業 事業

記

1 運動会名 **第△△回 ○○小ファミリーフェスタ**

2 開催日 **平成31年 10月 8日 (月)**

3 開催場所 **○○小学校 運動場**

4 予定参加人数 **1,500人**

5 補助金等交付申請額 **100,000円**

6 補助対象経費一覧

科目	予算額	摘要
会議費	10,000	会議室使用料・会議用お茶代
謝金	50,000	××大学チアリーディング部謝金
消耗品費	48,000	消耗品代・参加賞代
印刷費	15,000	案内状・パンフレット印刷代
信費	5,000	案内状郵送料
保険料	30,000	イベント保険
支出	1,000	振り込み手数料
合計	159,000	-

- ・運動会名
- ・開催日
- ・開催場所
- ・予定参加人数

についてご記入ください。

補助対象経費一覧にて、自動計算される合計金額が、10万円を超える場合は10万円を、10万円未満の場合はその金額をご記入ください。

補助金の対象となる支出について、予算額とその概要をご記入ください。なお、下記の科目・支出については補助金対象外です。

### ※補助対象外経費一覧

- ・備品費  
(1品あたり税込価格1万円以上かつ1年以上の物品代等)
- ・食糧費  
(運動会当日のスタッフの昼食代や懇親会費等)
- ・消耗品費に該当する参加賞代・景品代等のうち、1品あたりの金額が税込価格1万円以上のもの(左の表にはそれらを除いた金額を、消耗品費としてご記入ください)
- ・SC21の収入となる販売用の物品(缶ジュース、おにぎり等)の仕入れで発生した費用(該当は雑支出です)

自動計算です。補助金等交付申請額の根拠となります。



## 9 補助金等交付申請書(様式1号) の記入方法について(その3)

様式1-3号

### 平成31年度 体育行事等に係る事業 収支計画書

1. 収入の部 (単位:円)

科目	予算額	摘要
市補助金	100,000	スポーツクラブ21補助金
自治会等地区協力金	70,000	7自治会より1地区10,000円
団体助成金	50,000	兵庫県〇〇補助制度より
広告収入	50,000	パンフレット掲載
寄付金	30,000	青愛協、PTAより
参加費	0	
雑収入		
本会計より繰入れ	4,000	
合計	304,000	-

2. 支出の部 (単位:円)

科目	予算額	摘要
会議費	10,000	会議室使用料・会議用お茶代
謝金	50,000	××大学女子アリーニング部謝金
消耗品費	148,000	消耗品代・参加賞代・景品代
印刷費	15,000	案内状・パンフレット印刷代
通信費	5,000	案内状郵送料
保険料	30,000	イベント保険
備品費	15,000	備品代
食糧費	30,000	当日昼食代50名分
雑支出	1,000	振り込み手数料
本会計へ繰入れ		
合計	304,000	-

収入額とその摘要をご記入ください。

自動計算です。

自動計算される収入と支出は、同じ金額にしてください。

自動計算です。

支出額とその摘要をご記入ください。補助金の対象経費、対象外経費にかかわらず、全ての科目、支出についてご記入ください。

## 10 よくあるお問い合わせと回答(その1)

---

Q 1 : 行事の開催前に交付はしてもらえないのですか？

A 1 : 補助金交付手続きの適正化等に伴い、今回の見直しにあわせて本補助金も行事等の開催後に交付します。  
この変更により、天候不良等で行事等が行えなかった場合に、補助金を市に返還する必要がなくなります。

Q 2 : スタッフの昼食代は、なぜ補助金の対象外なのですか？

A 2 : 補助金の交付効果が特定の者の利益に属さず、広く市民に波及することが求められています。  
そのため、食糧費・懇親会費等は社会通念上、交付対象となりません。

Q 3 : 備品費は、なぜ補助金の対象外なのですか？

A 3 : 本補助金の目的は、体育の日関連事業に対する事業費補助（開催支援）であり、固定的な資本の形成につながる経費は対象外です。  
なお、学校体育施設開放事業で利用する備品の購入・修繕については、「学校体育施設利用事業補助金」の制度を活用してください。

Q 4 : 行事のために発生した1品あたり1万円以上の費用は、全て補助金の対象外ですか？

A 4 : 補助金の対象外となるのは、「備品費」・「食糧費」・「消耗品費のうち参加賞や景品等として購入した1品あたり税込価格1万円以上の物品」に該当する費用です。  
印刷費や保険料等の補助対象経費は、1品あたり1万円以上でも補助金の対象となります。

Q 5 : 他に補助金の対象外となる費用はありますか？

A 5 : 体育の日関連事業でSC21が行う売店での販売物（缶ジュース、おにぎり等）の仕入れ金は対象外です。  
本補助金は、体育の日関連事業に対する事業費補助であり、SC21の収益の補助ではありません。

Q 6 : 事業計画書の科目を変えることは可能ですか？ また、補助対象経費を全て記入する必要はありますか？

A 6 : 他地区との比較資料となるので、原則として科目は変更せずに記入ください。  
また、補助対象経費は現状把握に必要な資料です。全ての対象経費についてご記入ください。

## 11 よくあるお問い合わせと回答(その2)

---

Q 7 : 関係する書類の様式は何種類ありますか？

A 7 : 様式は全部で下記の6種類があります。

様式1号：補助金等交付申請書 … 体育行事等に係る事業を行う場合、7月10日（水）までに提出する書類です。（それ以前に開催する地区は実施3週間前までに提出）

様式2号：補助金等交付決定通知書 … 1号を受けて補助金の交付が決定したときに、市が通知する書類です。

様式3号：補助事業等変更申請書 … 2号の決定通知を受けた後に、事業内容や予算の変更があった場合に、市に提出する書類です。不要な地区には配布しません。

様式4号：補助事業等実績報告書 … 事業終了後に、事業報告書と収支報告書と合わせて提出していただきます。

様式5号：補助金等確定通知書 … 4号の実績報告書を確認した後、市が確定した補助金を通知する書類です。

様式6号：補助金等交付請求書 … 補助金振込先の銀行口座の情報等をご記入ください。

Q 8 : 最初に提出した補助金等交付申請書（様式1号）で記載した補助金額と、実際に請求する補助金額が異なることが分かりました。どうすればいいですか？

A 8 : 補助金の変更には、補助事業等変更申請書（様式3号）の提出が必要になります。請求する補助金額が異なることが分かりしだい、速やかに地域スポーツ課までご連絡ください。

Q 9 : 行事等を行うための費用が記載された領収書等を、提出する必要はありますか？

A 9 : 市へ提出する書類に添付する必要はございませんが、領収書等は捨てずに大事に保管してください。補助金を交付した事業は、事業終了後、5年間は領収書等の開示を求められる場合があります。

Q 10 : 提出書類の電子データを入手することはできますか？

A 10 : 地域スポーツ課< k\_shatai@nishi.or.jp >まで、電子メールでお問い合わせいただくか、USBメモリ等の記録媒体を直接地域スポーツ課までお持ち頂ければ、5分程度でお渡しできます。西宮市のホームページからも、ダウンロードいただけます。

Q 11 : 補助金の取り扱いについて留意事項はありますか？

A 11 : 本市補助金制度に関する指針において、以下の基準が提示されています。  
「事業の効果、金銭補助の必要性、金額の妥当性、補助金交付先の適格性」